事　務　連　絡
令和７年９月１日

都道府県
各　指定都市　障害福祉主管部（局）　御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

障害福祉サービス等情報公表制度における経営情報の報告に関する
システムの運用開始に係る対応等について（周知）

平素より、障害保健福祉行政の推進に、格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 65 号。以下「一部改正法」という。）及び関係法令が平成 30 年４月１日に施行されるに当たり、一部改正法による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 76 条の３の規定による情報公表対象サービス等の経営情報の報告及び一部改正法による改正後の児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の 18 の規定による情報公表対象支援の経営情報の報告（以下「経営情報の見える化」という。）については、「障害福祉サービス等情報公表制度の施行について」（平成 30 年４月 23 日付障障発 0423 第１号。）において、障害福祉サービス等情報公表システムを用いて行うことをお示ししたところです。

つきましては、経営情報の見える化の運用開始に係るスケジュールや、貴自治体において周知をお願いしたい事項について、下記のとおりお示ししますので、御了知の上、管内の障害福祉サービス等事業所へ周知をお願いいたします。

記

１．経営情報の見える化の運用開始に係るスケジュール

経営情報の見える化の運用開始に係るスケジュール等は、以下を予定しています。

令和７年８月 29 日（金）	経営情報の見える化の運用開始（障害福祉サービス等事業所から各都道府県等への報告について、システム入力開始） システム操作マニュアル、記入要領の発出
令和８年３月 31 日（火）	経営情報の見える化の報告期限（障害福祉サービス等事業所から各都道府県等への報告期限）
令和８年４月以降	公表（全国の障害福祉サービス等事業所から各都道府県等へ報告された情報のグルーピングした分析結果を国が公表（※１））

（※１）各都道府県等が管内の障害福祉サービス等事業者から報告された情報を公表する方法等につきましては、追ってご連絡いたします。

２．都道府県等において周知をお願いしたい事項

（１）システム入力にあたっての参考資料等

障害福祉サービス等事業者が適切に経営情報を報告していただくために、以下の資料について、管内の障害福祉サービス等事業所への周知をお願いいたします。

① 「障害福祉サービス等情報公表制度の施行について」（平成 30 年４月 23 日付障障発 0423 第１号。）
https://www.mhlw.go.jp/content/001552994.pdf

② 「障害福祉サービス等事業者における経営情報の見える化」に係る都道府県等・障害福祉サービス等事業者向け説明会（令和７年８月４日開催）の動画及び資料
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_60356.html

③ 障害福祉サービス等情報公表システム関係連絡板（システム操作マニュアル、記入要領、ヘルプデスク等の掲載場所）
＜都道府県等向け＞
https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/shofukuinfopub/
＜障害福祉サービス等事業者向けページ＞
https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/shofukuinfopub/jigyo/

④　障害福祉サービス等情報公表システムヘルプデスク

＜電話番号＞

0570-666-081　※受付時間：平日 9:00～17:00

＜都道府県等向けお問い合わせフォーム＞

https://www.int.wam.go.jp/sec/opndom/wamappl/ssinq.nsf/fInquiry?Open

＜障害福祉サービス等事業者向けお問い合わせフォーム＞

https://www.int.wam.go.jp/sec/opndom/wamappl/jssinq.nsf/fInquiry?Open

（２）令和７年度中に経営情報の見える化において報告する決算情報

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号）及び児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生労働省令第 11 号）の附則において、令和８年３月 31 日までの間は、経営情報の見える化の報告期限を通常、毎会計年度終了後３ヶ月以内としているところ、令和８年３月 31 日までと読み替えるものとしております。

当該規定に基づき、まずは、障害福祉サービス等事業所におかれては、令和８年３月 31 日までに「令和６年度決算情報」を各都道府県等へ報告してください。

なお、経営情報の見える化において、「令和Ｘ年度決算情報」とは、会計年度の始期が令和Ｘ年に始まることといたします。

（例）

○　令和６年度決算情報

会計年度の始期が「令和６年１月～12 月」である障害福祉サービス等事業所

→　会計年度が、令和６年１～12 月、令和６年４月～令和７年３月、令和６年 10 月～令和７年９月等の障害福祉サービス等事業所

○　令和７年度決算情報

会計年度の始期が「令和７年１月～12 月」である障害福祉サービス等事業所

→　会計年度が、令和７年１～12 月、令和７年４月～令和８年３月、令和７年 10 月～令和８年９月等の障害福祉サービス等事業所